幼保連携型認定こども園の認可について

資料 2-1

『就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）』

（設置等の認可）

第 17 条　国及び地方公共団体以外の者は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止等を行おうとするときは、都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長。次項、第 3 項、第 6 項及び第 7 項並びに次条第 1 項において同じ。）の認可を受けなければならない。

3　都道府県知事（当該指定都市等の長。）は、第 1 項の認可をしようとするときは、あらかじめ、第 25 条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

※当該指定都市等＝中核市を含む

※事業停止命令（第 21 条）、認可の取消し（第 22 条）を行う場合についてもあらかじめ、第 25 条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

（都道府県における合議制の機関）

第 25 条　第 17 条第 3 項、第 21 条第 2 項及び第 22 条第 2 項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県（指定都市または中核市）に、条例で幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。

松江市社会福祉審議会条例（平成 29 年松江市条例第 87 号）　児童福祉専門分科会を設置

（調査審議事項）

第 2 条　審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

(1)（社会福祉）法第 7 条第 1 項に規定する社会福祉に関する事項

(2)（社会福祉）法第 12 条第 1 項の規定による児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項

(3) 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第 1 項各号に関する事項

(4) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 17 条第 3 項、第 21 条第 2 項及び第 22 条第 2 項に関する事項

○施設名称
　育英幼稚園
　（令和7年 4 月 1 日開園予定）
○設置者
　学校法人　坪内朋和学園　理事長　坪内　朋子
○施設所在地
　松江市大庭町 1197-1
○定員
　認可定員 115 人
　1 号 35 人（3 歳児 11 人、4 歳児 12 人、5 歳児 12 人）
　2 号 50 人（3 歳児 16 人、4 歳児 17 人、5 歳児 17 人）
　3 号 30 人（0 歳児　6 人、1 歳児 12 人、2 歳児 12 人）
　開園時の利用定員 115 人
　1 号 35 人（3 歳児 11 人、4 歳児 12 人、5 歳児 12 人）
　2 号 50 人（3 歳児 16 人、4 歳児 17 人、5 歳児 17 人）
　3 号 30 人（0 歳児　6 人、1 歳児 12 人、2 歳児 12 人）